

## 第108号議案

### 金属屑の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

金属屑の取扱いに関する条例（昭和32年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 金属くずの取扱いに関する条例

本則中「金属屑」を「金属くず」に、「金属屑商」を「金属くず商」に、「金属屑商等」を「金属くず商等」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「業務を行う役員」を「その代表者」に改め、「（最近6月以内に撮影した正面、脱帽、上半身、ライカ判型とする。以下同じ。）2葉」を削り、同項第1号中「業務を行う役員」を「その代表者」に改め、同項第4号中「又は成年被後見人」を削り、同条第2項中「、居所」、「2葉」及び「及び居所」を削る。

第4条中「、居所」及び「2葉」を削る。

第5条第1項及び第2項中「第3条及び前条の」を「前2条の規定による」に改め、同条第3項中「き損し」を「毀損し」に、「盗みとられた」を「盗み取られた」に改める。

第6条中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第7条第1項第4号中「盗みとられた」を「盗み取られた」に改め、同条第2項中「自から」を「自ら」に改める。

第8条中「見易い」を「見やすい」に改める。

第9条の見出し中「買受」を「買受け」に改める。

第11条第1項中「そのつど」を「その都度」に改め、同条第2項中「代る」を「代わる」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項を同条第4項とする。

第14条第2項及び第15条第2項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に

改める。

第19条第4号中「第11条第4項又は第5項」を「第11条第3項又は第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。